

指名停止措置について

記者発表資料

北陸地方整備局は、本日、新日本警備保障株式会社（所在地 長野県長野市）に対して指名停止措置を行いました。

詳細は別紙のとおりです。

令和5年11月27日

国土交通省
北陸地方整備局

同時発表記者クラブ：管内各県記者クラブ

【問い合わせ先】

北陸地方整備局 総務部 契約管理官 成澤 裕子
電話 025-370-6650（課直通）

北陸地方整備局 総務部 経理調達課長 小澤 辰巳
電話 025-370-6650（課直通）

令和5年11月27日
北陸地方整備局

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住所
新日本警備保障株式会社	長野県長野市上千歳町1121番地1

2. 指名停止措置期間： 令和5年11月27日～令和5年12月26日（1ヶ月）

3. 指名停止措置の範囲： 北陸地方整備局管内（港湾空港関係に限る）

4. 事実概要

新日本警備保障株式会社の元代表取締役は、代表取締役だった令和5年6月17日、賭博をしたとして、長野県警に現行犯逮捕され、その後、長野簡易裁判所から略式命令を受け、罰金刑が確定した。

5. 措置理由

上記4. については、「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月31日付け港管第927号）別表第2第16号に該当することから、指名停止措置を講ずるものである。

参考

○「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」
別表第2（抜粋）

措置要件	期間
（不正又は不誠実な行為） 16 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁こ以上の刑にあたる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁こ以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヵ月以上9ヵ月以内